利用者への権利侵害事案②

【事 案】

職員による利用者の預り金着服(約130万円)

【事案の概要】

障害者支援施設で、30代の職員が入所者の預金口座から本人に無断で約130万円を引き出し着服。法人内の部署異動により当該職員の後任者が通帳の残高を確認した際に流用が発覚。当該職員は入所者から保管を任されていたキャッシュカードを使用して複数回にわたり現金を引き出し私的に使用していた。当該施設は被害金額を入所者の収入額等から算定し、当該職員は全額返済した上で自己退職した。

【発生に至ってしまった背景(考察)】

金銭の自己管理が難しい利用者に対して、利用者等からの依頼によりキャッシュカードを施設側の管理としたが、その管理体制については、利用者預り金の管理の定めに実際の事務が合致していない、複数の職員ではなく担当職員が1名で対応している状況があるなど、組織としての管理体制が十分に機能していなかったことが推察される。

施設側が利用者の金銭の管理を行う場合には、このような事案の発生を防止するために もキャッシュカードを廃止するか、カードの保管方法に特に留意するなどの対応が必要で ある。